

平成 27 年 4 月 1 日以後に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けた事業所の皆様へ

平成 26 年 6 月に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成 26 年法律第 83 号)による介護保険法の改正により、介護予防サービスのうち介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」といいます。)に移行し、平成 29 年度までに全ての区市町村で実施することとされています。

江戸川区では、平成 27 年 4 月 1 日から総合事業を実施していますので、平成 27 年 3 月 31 日までに指定を受けた介護予防訪問介護事業者及び介護予防通所介護事業者は、総合事業の指定を受けた者としてみなし、総合事業のサービスを実施しています。

したがって、平成 27 年 4 月 1 日以後に新規で都道府県の指定を受けた事業者については、総合事業のサービスを実施する場合、区市町村の指定を受ける必要があります。しかし、現在江戸川区では、総合事業の事業者指定を行っておりません。

今後、江戸川区の総合事業の事業者指定を進めていく予定ですので、準備が整い次第お知らせしていきます。

【サービス事業を実施できる者】

平成 27 年 3 月 31 日現在、介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受け、同年 4 月 1 日において総合事業の「みなし指定」を受けた事業者とする。 みなし指定の不要の届出を提出していない者

「みなし指定」の有効期間は平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。平成 30 年 4 月 1 日以後は、改めて区の指定(更新)を受けることになる。

【サービス事業を実施できない者】

平成 27 年 4 月 1 日以後に新規で都道府県の指定を受けた事業者で、総合事業の指定を受けていない事業者

事例 1

平成 27 年 4 月 1 日から要支援となった利用者で、訪問介護または通所介護を利用の場合、みなし事業者はサービス提供可能であるが、平成 27 年 4 月 1 日以後に新規で都道府県の指定を受けた事業者については、サービス提供しても請求できません。

事例 2

平成 27 年 5 月 31 日までの有効期限の要支援者については、予防給付で 5 月までは対応可能ですが、更新の結果、平成 27 年 6 月 1 日からも要支援になった場合は、訪問介護と通所介護については総合事業のサービスとなりますのでサービス提供できません。

事例 3

平成 27 年 4 月 1 日から要支援の認定の利用者について、福祉用具レンタルと通所リハを使う利用者なので、訪問介護も予防給付で大丈夫? 訪問介護は総合事業のサービスですので、サービス提供できません。

問合せ先
江戸川区福祉部介護保険課事業者調整係
03-5662-0032 (直通)